

一般廃棄物収集運搬業許可書

指令第136号

令和8年3月12日

勝田環境株式会社 様

北茨城市長

豊田

稔



令和8年2月2日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業の許可について、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

取扱廃棄物の種類	可燃ごみ・木くず・焼却灰
収集運搬の別	収集・運搬
処分の場所	(1) 茨城県ひたちなか市大字高野字大房地1967番地2 勝田環境株式会社 RC事業部 (2) 茨城県ひたちなか市高野1968番地2 株式会社 カツタ (3) 茨城県北茨城市磯原町木皿824番地 新和企業有限会社
営業区域	(1) (株)カツタ (2) 東京フェライト製造(株) (3) 東日本高速道路(株) (中郷SA上下線・関本PA上下線)
許可期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日
許可条件 1. 許可年限は2年とする。 2. この許可書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3. 所内の搬入及び作業方法については、係員の指示にしたがわなければならない。 4. 車両には事業所名を表示しなければならない。	